

平成 2 8 年度

第 3 回熊本市大規模小売店舗立地協議会

<資 料>

<委員名簿>

- 平成 2 8 年度熊本市大規模小売店舗立地協議会委員名簿

<参 考>

- 大規模小売店舗立地法関連手続きの流れ

<議 事>

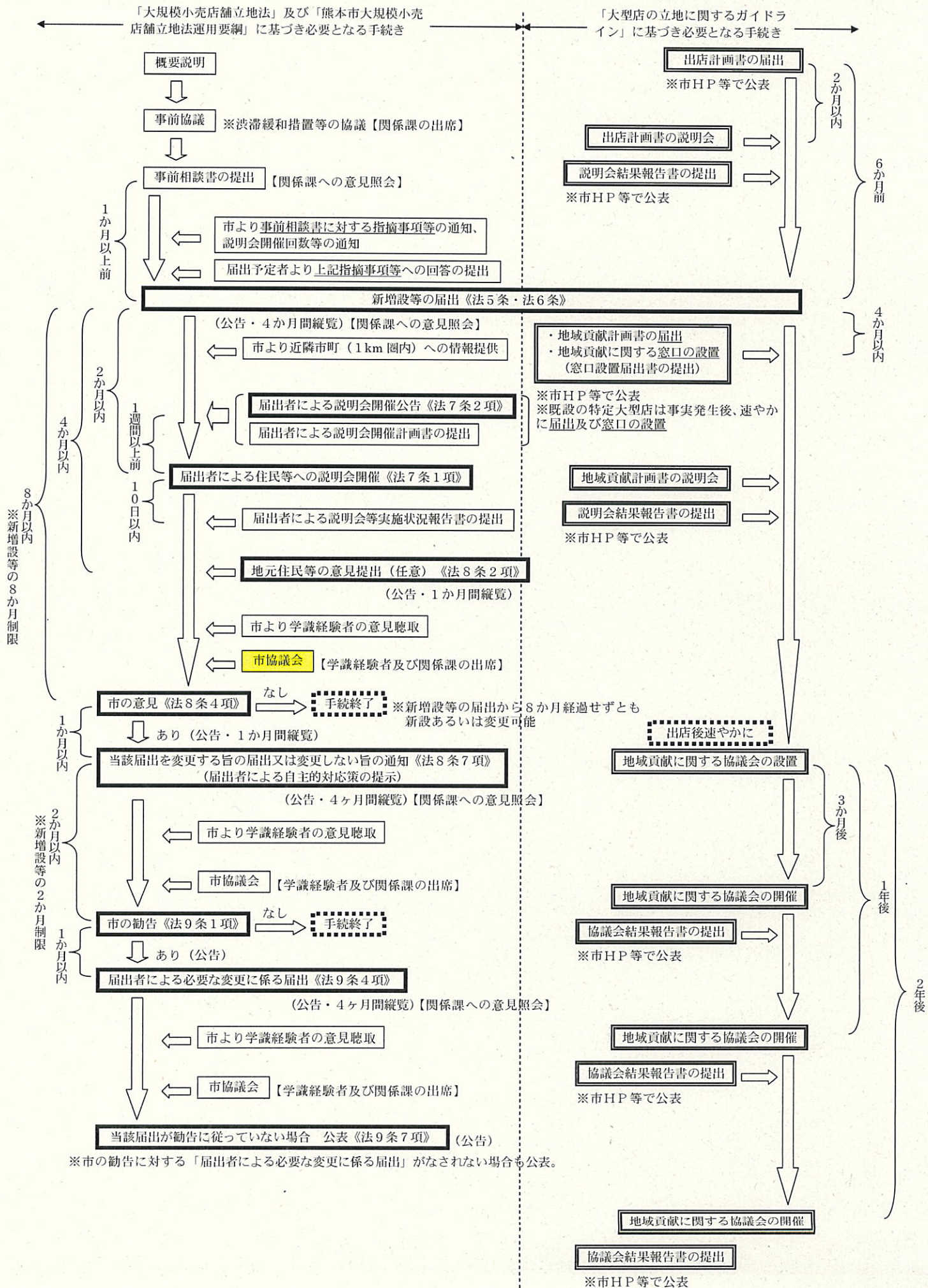
「イオンタウン西熊本【A区画】」に対する意見について

◎ (資料 1-1) 市の意見案と考え方	…	1~7
○ (資料 1-2) 建物位置図	…	8
○ (資料 1-3) 周辺見取図	…	9
○ (資料 1-4) 平面図兼配置図	…	10
○ (資料 1-5) 動線計画図	…	11
○ (資料 1-6) 立面図 A	…	12
○ (資料 1-7) 立面図 B	…	13

平成28年度第3回熊本市大規模小売店舗立地協議会委員名簿（兼出席者名簿）

No.	団体名等	所属・役職	氏 名	出席者	備考
1	熊本市	経済観光局 産業部長	境 信良	本人	
2	熊本大学	名誉教授 理学博士	内野 明德	本人	
3	熊本学園大学	経済学部 教授	荒井 勝彦	本人	
4	熊本高等専門学校	建築社会デザイン工学科 嘱託教授	磯田 節子	本人	
5	熊本県	警察本部交通規制課長	森 教烈	代理	中村 孝男
6	熊本市	危機管理防災総室長	小原 祐治	代理	鳥井 治充
7		生活安全課長（消費者センター所長）	東原 福美	本人	
8		青少年教育課長	上原 章広	代理	網谷 圭司
9		環境政策課長	枘田 一郎	代理	八浪 哲也
10		環境共生課長	谷垣 佐智子	本人	
11		水保全課長	永田 努	代理	中村 愛
12		ごみ減量推進課長	吉村 栄治	代理	菅本 康博
13		商業金融課長（所管課）	福島 慎一	本人	
14		交通政策総室長	田尻 亮司	代理	上原 貴智
15		都市政策課長	宮崎 裕章	代理	松永 幸徳
16		建築指導課長	原 和義	代理	中村 信一
17		開発景観課長	正源司 繁	代理	川崎 栄二
18		土木管理課長	村上 孝之	本人	

大規模小売店舗立地法関連手続きの流れ



市の意見案と考え方

新 設

1. 店舗名称：イオンタウン西熊本【A区画】
2. 所 在 地：熊本市南区上ノ郷2丁目500番 外
3. 届出内容：新設
 - (1) 設置者：イオンタウン株式会社（千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1）
 - (2) 小売業者：株式会社ゲオホールディングス その他
 - (3) 新設年月日：平成29年1月21日
 - (4) 店舗面積：4,314㎡
 - (5) 駐車場台数：314台
 - (6) 駐輪場台数：217台
 - (7) 荷さばき施設面積：140㎡
 - (8) 廃棄物保管施設容量：30㎡
 - (9) 営業時間：9:00～25:00
 - (10) 駐車場利用可能時間帯：8:30～25:30
 - (11) 駐車場の出入口の数：2箇所
 - (12) 荷さばき可能時間帯：6:00～22:00

	届出日	縦覧期間	市意見通知期限
4. 手続状況：	平成28年5月20日	平成28年5月26日～平成28年9月26日	平成29年1月20日

5. 意見等：	住 民 等	学識経験者 (内野名誉教授)	学識経験者 (荒井教授)	学識経験者 (磯田囑託教授)	
○…あり ×…なし	×	○	○	○	
	県警交通規制課	危機管理防災総室	生活安全課	青少年教育課	
	○	×	○	×	
	環境政策課	環境共生課	水保全課	ごみ減量推進課	商業金融課
	○	○	×	×	○
	交通政策総室	都市政策課	建築指導課	開発景観課	土木管理課
	×	×	×	×	○

6. 関係課等による指摘事項に対する設置者の回答及び本市意見としての取扱

I. 設置者、建物等の概要

指摘事項なし

II. 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく確認項目

1. 駐車需要の充足等

1	担当課	県交通規制課
	指摘内容	【項目No.4関連】 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じていただきたい。 【理由】 交通の安全と円滑のため。
	設置者回答	オープンに伴って来店車両により周辺道路の交通流に変化が生じ、周辺地域の生活道路に渋滞等の影響が生じた場合には、関係機関と協議を行い、必要な対策を講じてまいります。
	取扱	留意事項として付記 → (1)

2	担当課	学識経験者
	指摘内容	【項目No.2、資料3関連】 東西ブロックの飲食施設群の前にも、身障者用駐車場を設置して欲しい。 【理由】 身障者の安全と身障者に優しいまちづくりによる
	設置者回答	飲食施設付近への身障者用駐車場の設置は、届出している駐車場台数の確保及び配置計画に難しいところですが、ご指摘を踏まえ、身障者用駐車台数を1台増設できるよう配置を工夫いたします。また、設置場所について、B棟側に配置していた駐車場をC棟寄りに位置を見直すなど、利用者の安全に配慮いたします。(別添図面参照) 多くの来店車両が見込まれるオープン時や繁忙期など、駐車場内の混雑が予想される際には、交通整理員を配置して空き駐車枠へ安全に誘導するなど配慮してまいります。 数年毎に、駐車場レイアウトについては見直しをするのととも、今後、飲食施設付近への身障者用駐車場の設置要望等があった場合には、身障者用駐車場の増設を含め、対応を検討いたします。
	取扱	留意事項として付記 → (2)

3	担当課	学識経験者
	指摘内容	【項目No.2、資料3関連】 身障者用の駐車台数が5台で、3か所に設置されていますが、駐車場の広さを考えると、さらに台数の増設、設置場所の工夫を台数の増設、設置場所の工夫をお願いしたい。 【理由】 身障者の安全と身障者に優しいまちづくりによる
	設置者回答	2番の回答と同じ。
	取扱	留意事項として付記 → (2)

4	担当課	学識経験者
	指摘内容	【項目No.2、資料3関連】 身障者用駐車場は、A棟、B棟にありますが、C棟、D棟、西側にある飲食店棟群近くにも設置を望みます。 【理由】 身障者の安全と身障者に優しいまちづくりによる
	設置者回答	2番の回答と同じ。
	取扱	留意事項として付記 → (2)

5	担当課	西部土木センター
	指摘内容	【項目No.4(2)関連】 各出入口(No. 1、No2、北側)計3ヶ所とも停止線ラインを全幅とし、各停止区間のセンターラインは無くすこと。 (理由) 交通の安全と円滑のため。
	設置者回答	ご意見のとおり対応します。
	取扱	留意事項として付記 → (3)

6	担当課	学識経験者
	指摘内容	【項目No.7、資料3関連】 荷さばき車両の搬入出入口は、来客用の駐車場まで通り抜けとなっています。一般の自動車が走行できないよう、通り止めなどの措置をお願いします。 (理由) 交通の安全と円滑のため。
	設置者回答	搬入出入口は利用時以外はバリカー等で閉鎖いたします。
	取扱	留意事項として付記 → (3)

7	担当課	西部土木センター
	指摘内容	【項目No.4(2)関連】 北側出入口については、利用時以外は、バリカー等で閉鎖すること。 (理由) 交通の安全と円滑のため。
	設置者回答	利用時以外はバリカー等で閉鎖いたします。
	取扱	留意事項として付記 → (3)

2. 騒音の発生に係る事項

8	担当課	環境政策課
	指摘内容	【項目No.5関連】 熊本県生活環境の保全等に関する条例第44条第1項に基づく騒音特定施設の設置届出を、設置の30日前までに提出してください。 (理由) 熊本県生活環境の保全等に関する条例に定める騒音の特定施設である室外機の圧縮機(原動機の定格出力が2.25 kw以上のもの)を設置しているため。
	設置者回答	騒音特定施設の設置届を行います。
	取扱	記載しない

3. 廃棄物に係る事項等

指摘事項なし

4. 街並みづくり等への配慮等

9	担当課	商業金融課
	指摘内容	【項目No.1(2)関連】 立面図について、カラー図面の提出をお願いする。 (理由) 建物の色彩やデザインの調和について、景観への配慮を確認するため。
	設置者回答	カラーの立面図を提出します(別添図面参照)。
	取扱	記載しない

10	担当課	環境共生課
	指摘内容	【項目No.1(5)関連】 ・緑化協議時の緑化計画の確実な施行をお願いします。 (理由) 緑地の保全と緑化の推進に関する条例(第19条)
	設置者回答	緑地については、事前協議の通り確実に履行いたします。
	取扱	記載しない

11	担当課	商業金融課
	指摘内容	【項目No.1(5)関連】 ・緑化面積(未定)欄の記載をお願いします。 (理由) 緑地の保全と緑化の推進のため。
	設置者回答	緑地面積(1,170㎡)を記載します(別添参照)。
	取扱	記載しない

12	担当課	商業金融課
	指摘内容	【項目No.1(6)関連】 ・広告塔照明の配置について、決定の上、凡例等を記載してください。 (理由)光害が発生しない手立てがなされているか不明確であるため。
	設置者回答	広告塔照明配置図を提出いたします(別添図面参照)。
	取扱	記載しない

13	担当課	学識経験者
	指摘内容	【項目No.1(5)関連】 各施設の緑地の目標面積は建築基準に基づく数値を満たしているものの、全敷地面積23,555㎡に対する各施設の合計緑化面積1,170㎡はいかに少ない(5%以下)。熊本市の「緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」の精神(緑地の確保・増加と緑質の向上)にのっとり、敷地面積に対して20%以上の緑化面積(4,711㎡以上)を確保するよう努めてほしい。 【理由】 緑地の保全と緑化の推進のため。
	設置者回答	緑化面積については環境共生課と協議の上、計画しており、又、駐車場についても、できる限り敷地内で駐車台数を確保べく配置を計画している中で、最大限とれる範囲で緑地を計画していたところですが、ご指摘を踏まえ、D棟周辺に花壇を設け、さらなる緑化面積の確保に努めてまいります。 なお、イオングループでは、オープンにさががけ、その地域に自生する樹木を地域の皆さまと一緒に植樹する「イオンふるさとの森づくり」の活動を行っており、当店舗におきましても、木を植え、緑あふれるショッピングセンターを作ってまいります。
	取扱	留意事項として付記 →(4)

14	担当課	学識経験者
	指摘内容	【項目No.1(5)関連】 植栽に当たっては、芝張やツタなどによる壁面緑化だけでなく、低木・中木・高木を使用してほしい。このことは、防塵・防音・暴風などの微気象の緩和だけでなく、森の都・熊本市の景観形成上も重要なことである。 【理由】 緑地の保全と緑化の推進のため。
	設置者回答	植栽については、地域の樹木(低木・中木・高木)を植樹予定です。熊本市の景観形成に配慮した計画といたします。
	取扱	記載しない

15	担当課	学識経験者
	指摘内容	【項目No.1(8)関連】 施設の閉店時刻が午前1時となっています。そのため、駐車場が深夜に及ぶ自動車の駐車や若者のたまり場等になることが懸念されます。そこで、防犯カメラを駐車場等にも数か所設置することが必要かと思います。検討をお願いします。 【理由】 防犯対策
	設置者回答	駐車場方向に向けた防犯カメラの設置を行い、駐車場の死角がないよう防犯に配慮いたします。 (設置位置は別添図面のとおり)
	取扱	留意事項として付記 → (5)

16	担当課	生活安全課
	指摘内容	【項目No.1(8)関連】 ・夜間は、機械警備等の導入をお願いしたい。 (理由) 防犯対策のため。
	設置者回答	夜間は、機械警備を導入いたします。
	取扱	留意事項として付記 → (5)

17	担当課	生活安全課
	指摘内容	【項目No.1(8)関連】 ・駐車場等店舗外への防犯カメラ設置の際は、可能な限り歩道まで撮影可能な角度での設置にご協力をお願いしたい。 (理由) 犯罪防止及び万引き等の犯罪に備えるため。
	設置者回答	防犯カメラ設置の際は、可能な限り歩道まで撮影可能な角度での設置に努めます。
	取扱	留意事項として付記 → (5)

III. その他指摘事項

18	担当課	西部土木センター
	指摘内容	必要に応じて道路工事施工承認等の手続きを行うこと。 (理由) 道路の安全と保全のため。
	設置者回答	道路工事施工承認について、6月3日に申請を行い、6月15日付けで承認済みです。
	取扱	記載しない

19	担当課	西部土木センター
	指摘内容	給水・下水・雨水配水管等占用物がある場合、道路占用許可申請を行うこと。
	設置者回答	給水・下水・雨水配水管等占用物がある場合、道路占用許可申請を行います。
	取扱	記載しない

20	担当課	西部土木センター
	指摘内容	申請地に隣接する県道及び市道には、境界標(それに伴う測量紙)が埋設されているため、これらに損傷なきよう十分注意して施工すること。 なお、これらに移動が生じる場合は、西部土木センター総務課管理財産班と事前に打ち合わせること。 (理由) 道路の管理と保全のため。
	設置者回答	境界標に損傷ないよう充分注意して施工します。 移動が生じる場合には、西部土木センター総務課管理財産係班と事前に打合せを行います。
	取扱	記載しない

21	担当課	商業金融課
	指摘内容	「大型店の立地に関するガイドライン」第1の2の2-2(6頁参照)に規定する一定規模未満の大型店に対して本市が求めている地域貢献の実施等に積極的に取り組むこと。 (理由) 企業の社会的責任として地域社会への貢献が期待されるため。
	設置者回答	「大型店の立地に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、「大型店に求める具体的な地域貢献策」その他の地域貢献に積極的に取り組んでまいります。
	取扱	留意事項として付記 →(6)

7. 市の意見案

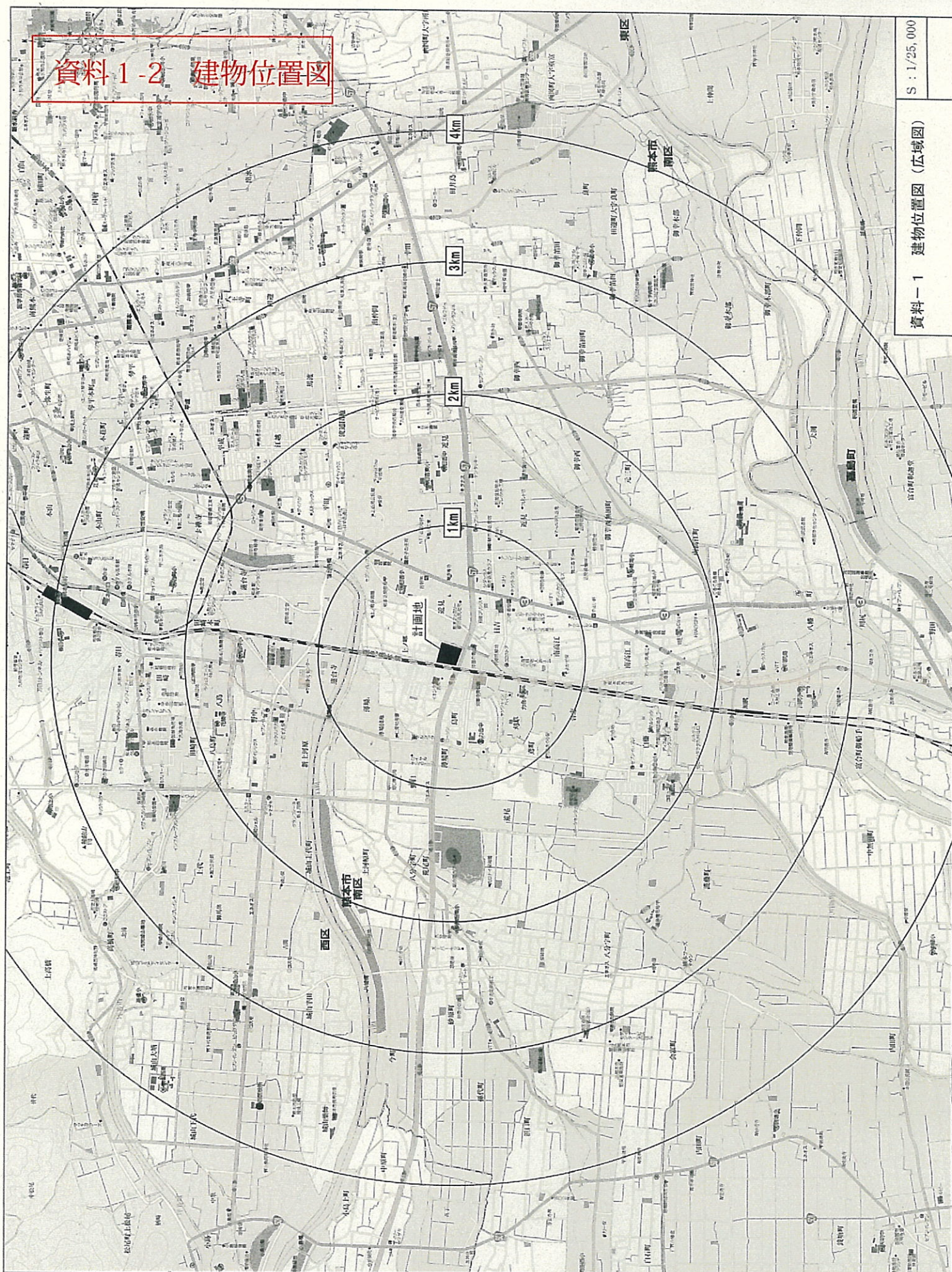
【市の意見】

届出に対する市の意見はなし。

【留意事項】

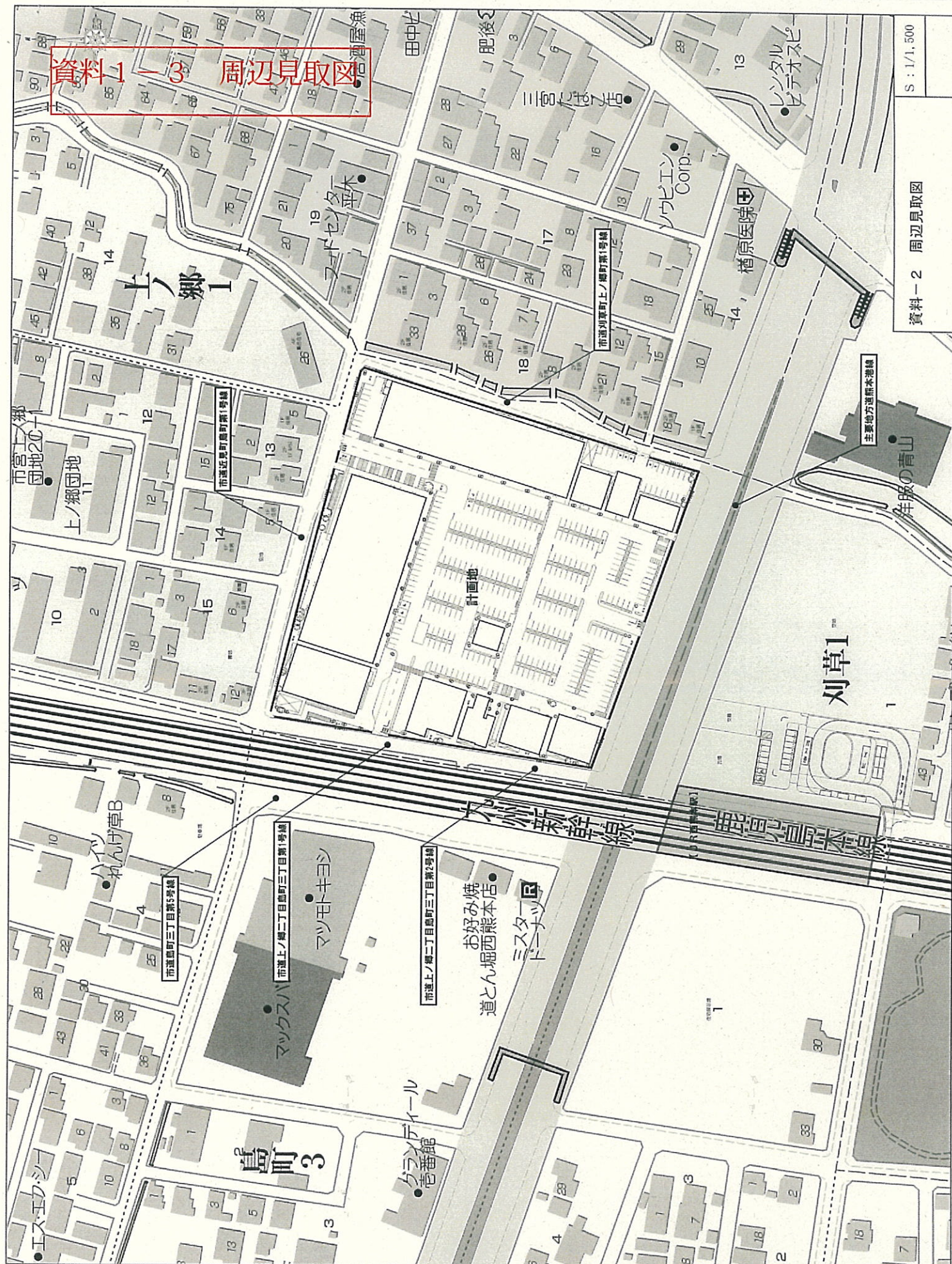
- (1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- (2) 身障者駐車場について、今後、利用者の要望等を踏まえながら、増設や位置の見直しの検討を行い、利用者の安全に努めること。
- (3) 多くの来店車両が見込まれるオープン時や繁忙期等、駐車場の混雑が予想される際には、交通整理員を配置して安全に誘導すること。また、駐車場内の交通の安全と円滑に留意し、支障が生じるような場合、必要な対策を講じること。
- (4) 「緑化の保全及び緑化の推進に関する条例」の趣旨に基づき、緑化の推進に努めていくこと。
- (5) 駐車場の利用が深夜に及ぶため、自動車の不法駐車や若者の非行対策等の防犯対策に努めていくこと。
- (6) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献の実施等に積極的に取り組むこと。
- (7) その他の小売業者が決まり次第、大規模小売店舗立地法第6条第1項の届出を提出すること。

資料 1-2 建物位置図

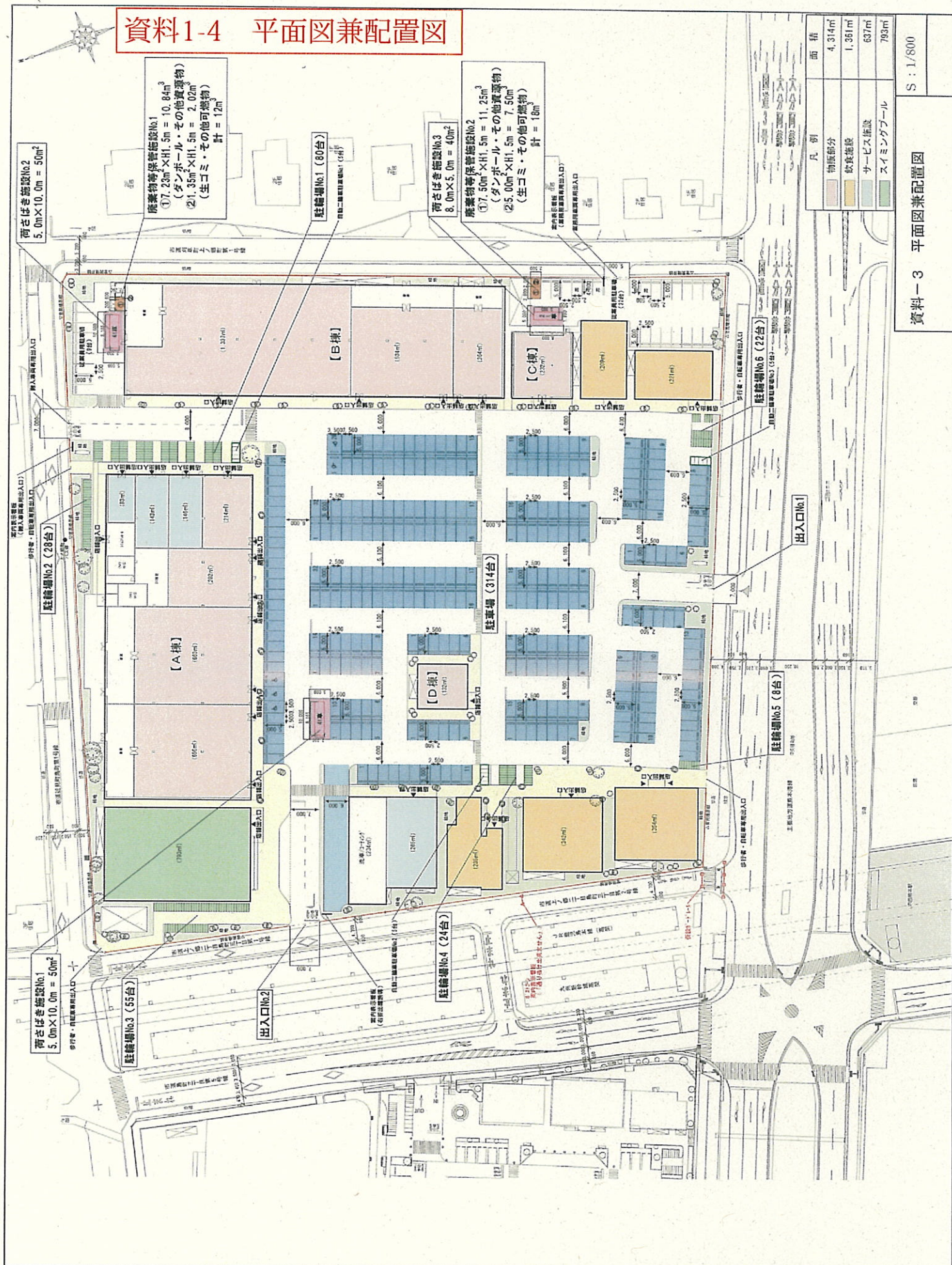


資料 1-1 建物位置図 (広域図)

S : 1/25,000

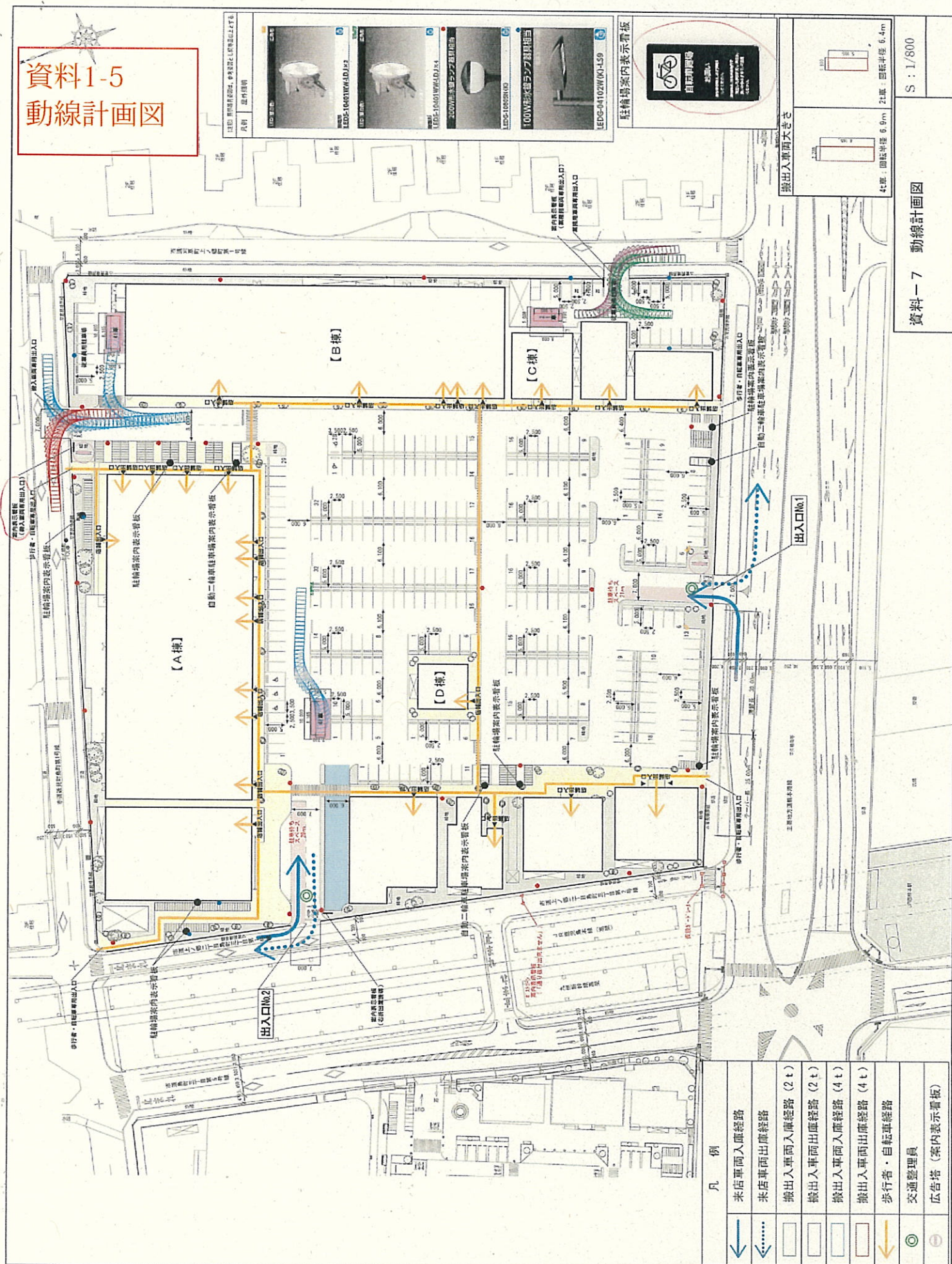


資料1-4 平面図兼配置図

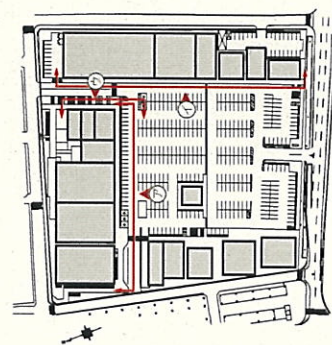
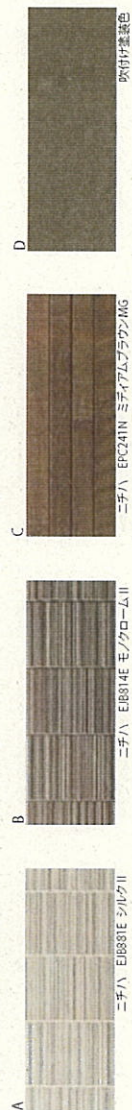
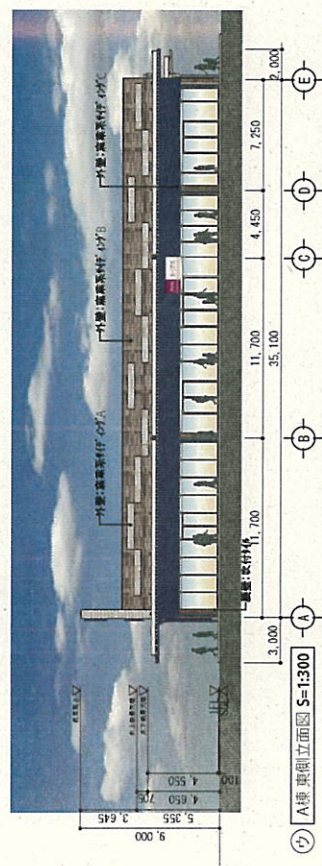
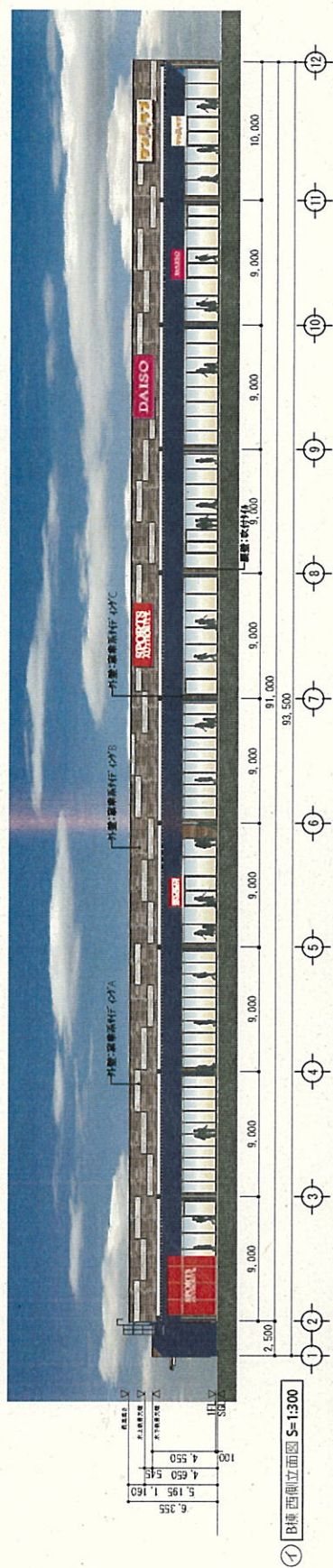
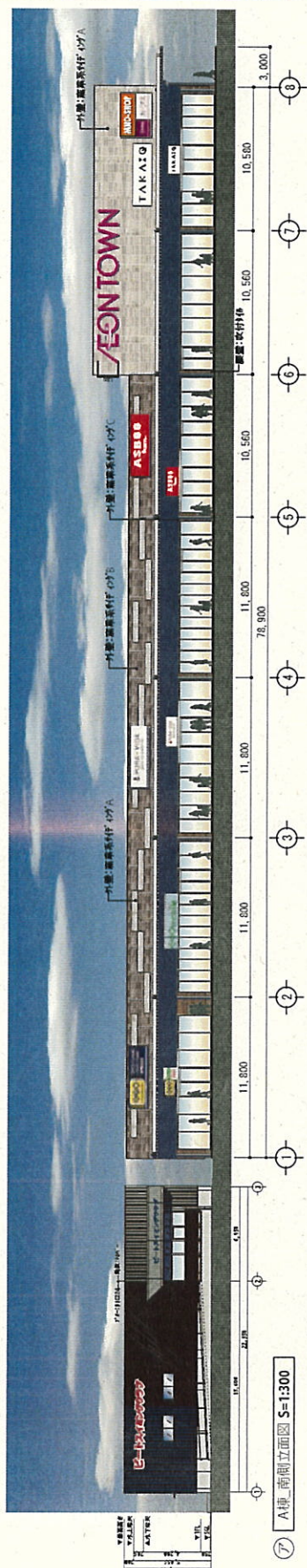


資料—3 平面図兼配置図

資料1-5
動線計画図

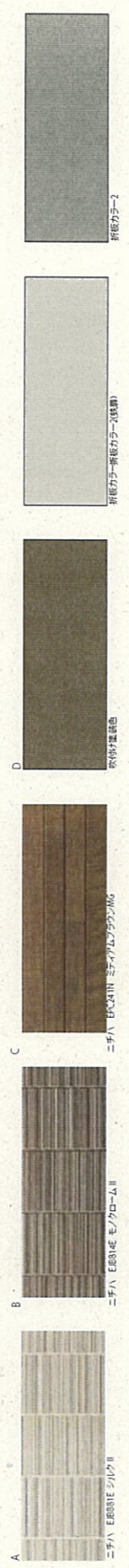
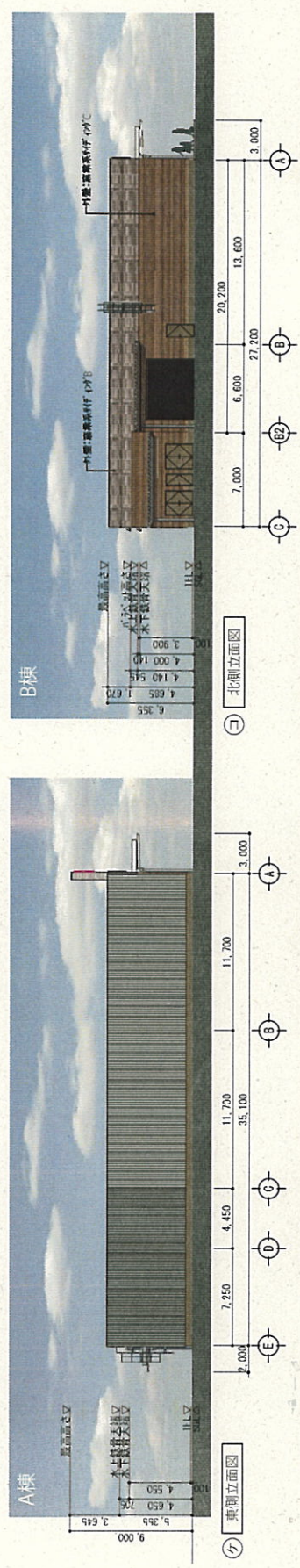
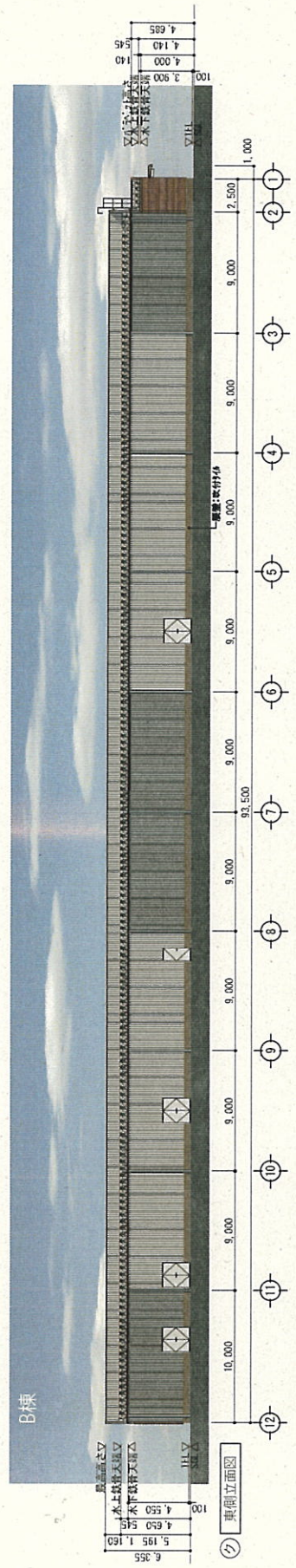
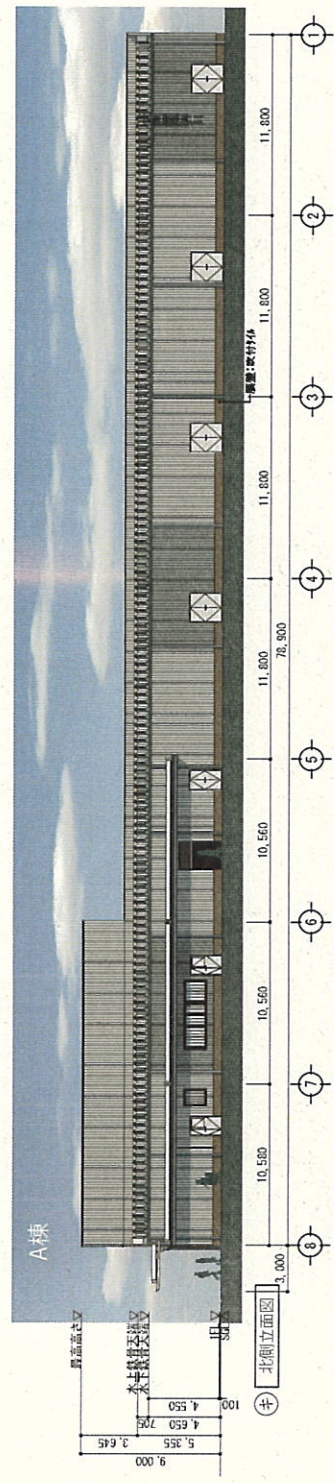
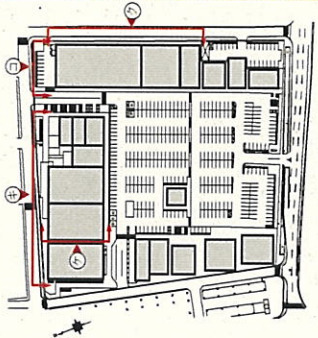


資料1-6 立面図A



② 立面図

資料1-7 立面図B



③ 立面図